

羅馬法/戸水寛人(講義) ; 山口正毅(編輯)  
(英吉利法律講義録(1886(明治 19)年度 第 1 年級))

このPDF ファイルは、英吉利法律講義録(1886(明治 19)年度 第 1 年級)(原裝本デジタル・データ)から、羅馬法の部分を抽出して編集したものである。

2015 年 7 月 中央大学大学史資料課

# 羅馬法

法科大學  
卒業生 戸水 寛人 講義

校 友 山口 正毅 編輯

## 緒言

羅馬法ハ故渡邊講師ノ受持ニテ諸君ハ既ニ沿革ノ部ヲ聽講セラレタル由ナルヲ以テ余ハ直チニ本論ニ移リテ講セン而シテ本論ニ入ルニ先チテ茲ニ羅馬法ヲ學フコ付テノ心得及羅馬法ヲ學フ材料ノコトヲ一言セントス

羅馬法ヲ學フコ付テ之ヲ尊重信愛スルノ度英佛獨各其國ニ依リテ深淺アリトス英國ニテハ古來羅馬法ヲ學フモノ至リテ少シ英國衡平法ノ如キハ羅馬法ヨリ傳來シタルモノ鮮少ナラスト雖モ英人ハ重ニ習慣法ノ保護ヲ受クルヲ以テ甚ダ羅馬法ヲ輕蔑セリ然ルニ近時羅馬法

ナ研窮スルノ風大ニ行ハレ比較法理學沿革法理學ヲ修ムルニハ勢ヒ  
 各國ノ法律ヲ調査セサルヘカラサルニ至リ彼ノ有名ナルメイン氏ノ  
 如キハ專ラ羅馬法ヲ根據トシテ立論セリ而シテ該學派ノ唱フル所ニ  
 依レハ獨リ羅馬法ヲ修ムルノ必要ナルノミナラス阿非利加ノ黑奴ノ  
 有スル法律ヲモ調査セサルヘカラスト云フニ至レリ然ラハ英吉利人  
 カ羅馬法律ノ沿革ヲ學フハ猶ホ日本ニ於テ大寶令ヲ研窮スルト同シ  
 ク單ニ法理學研窮ノ一助トナサント欲スルニ過キサルナリ然レトモ  
 斯ノ如キ哲學ハ宜シク僧侶輩ニ任シテ可ナリ沿革法理學モ亦之ヲ數  
 輩ノ學者ニ任シテ可ナリ實地法律ヲ應用スルモノハ深ク之ヲ學フチ  
 要セス故ニ又羅馬法ヲ學フチ要セサルナリ勿論實地法律ヲ改良スル工  
 夫ノ用ニ供スル爲メナラハ之ヲ學ハサルヘカラス然レトモ英國ニテ  
 ハ既ニ法律發達シタルヲ以テ英人カ之ヲ學フニ改良ノ點適用ノ點ヨ

リシテ學ブニアラス英國衡平法ハ元來羅馬法ヲ適用シタルモノ頗ル  
多ク例ヘハ彼ノ「ツラスト」法ノ如キモ元ト羅馬法ヨリ採リタルモノユ  
ヘ大ニ英人ヲ益シタルハ明ラカナリ則チ古昔ニ在リテ羅馬法ヲ學フ  
ハ直接ノ利アリト雖モ今日ハ英國ノ實際家カ羅馬法ヲ學フモ英法ニ  
何ノ利益モアラサルコト猶ホ日本人カ大寶令ヲ學フト一般ナリ  
佛蘭西人ハ之ニ異ナリ佛國ハ元ト南北兩部ニ分レ北部ハ慣習法ヲ重  
ンシ南部ハ成文法ヲ重ンセリ而シテ成文法ハ羅馬法ヲ根據トシタルモ  
ノナリシ今日ノ佛蘭西六法ハ北部ノ習慣ト南部ノ成文法トヲ採リ編  
纂シタルモノナリ尤モ革命ノ原則即チ人ハ四民同等ナリト云ヘルコ  
トモ該法律ノ一部分トナリ居レリト雖モ大體ハ前二者ヨリ成立チタ  
ルモノナリスクノ如ク佛法ノ原則ハ多ク羅馬法ヨリ來ルモノナレト  
モ亦改良セシ點ナキニアラス例ヘハ羅馬法ニテハ契約ノ一事ニテ所

有權移ラスシテ引渡チ要スルトセシカトモ佛國ニテハ契約ノ一事ヲ以テ所有權移轉スルコト、セリ則チ佛法典千百三十八條ニ記セリ尙亦賣買篇ニモ同様ノコトヲ記載セリ是ヲ以テ佛法ヲ解釋シテ其足ラサル所アレハ直チニ羅馬法ニテハ云々ト論スルハ當然ノコトナリトス獨乙人ハ羅馬法ヲ學フ佛國人ヨリ尙ホ大切ナリ今日ノ獨乙ノ法典ハ「パンデクテンレヒト」ト云ヒ其語ハ元ト羅馬ノ「パンデクト」ヨリ來リタルモノニシテ「レヒト」ハ英語ノ「ロー」又ハ「ライト」ト同シ則チ日本語ノ法律又ハ權利ト同シ獨乙ニテハフレデリツキウヰルヤムノ成文法アレトモ是ハ左程高名ナラサル所ヲ以テ見レハ「パンデクテンレヒト」ニ及ハサル法律ナリ

「パンデクテンレヒト」ハ羅馬ノ「パンデクト」ニ據リタルモノナルカ羅馬ノ「パンデクト」ハ「シヤスチニアン帝」ノ作りタル成文律ノ一部ナリ同帝、

作リタル成文律ハ諸君モ能ク知レル如ク「コードパンデクト」則チ「ダイ  
ゼスト」「インスチテュート」「ノーベル」ノ四者ヨリ組織セラレ之ヲ「コルパ  
スシユリスシビレス」「羅馬法律大全」ト云フ「ジャスチニアン帝ハ凡テ羅  
馬學士ノ說ヲ集メテ「パンデクト」ヲ制定シ獨乙法律ハ此「パンデクト」ヨ  
リ發育シタルヲ以テ獨乙人カ之ヲ學フハ一層大切ナリト云フヘシ「パ  
ンデクト」ノ中ニハ習慣法宗教法モ其ノ分子ト成リ居レリ  
此ノ如ク國ニ依リテ羅馬法ヲ學フニ利益ノ深淺アリ則チ獨乙人ハ佛  
蘭西人ヨリ大切コシテ英人ハ他ノ二國人ニ比スレハ左程羅馬法ヲ學  
フノ利益アラサルヲ以テ英人コシテ羅馬法ニ精シキモノアラス故ニ  
彼ノサンダーノ註釋ノ如キモ誤謬ノ所少カラス却テマツケンギノ  
羅馬法精シキ所アリ余ハ嘗テ「チクリゼンス」即チ懈怠ニ三種ノ區別ア  
ルコトヲ論シ法學協會雜誌ニ投シタルコトアリシカ其折コノサンダ

一氏ノ註釋ヲモ參照セシニ隨分間違ノ點有リシ様思ハル却テマツケ  
 ンヂ一氏ノ羅馬法精確ナリトス反之佛蘭西人ノ著書ハ大ニ精確ニシ  
 テ撞着スルコトアルコト無シ獨乙人ノ著書ハ一層之ニ凌駕スルコト  
 、信スルナリ  
 羅馬法ヲ學フ材料ヲ述ヘン  
 余ハ羅馬法ヲ講スルニ當リ重ニシヤスチニアン帝ノインスチチユ  
 トニ據ルヲ以テ羅馬法ノ材料ノコトヲ述フル處ニテコロノインスチチ  
 ユートトガイアスノ二者ノ關係ヲ謂ハントス故渡邊講師ノ講義ト重  
 複スル點モアルヘケレトモ請フ恕セヨ  
 羅馬法學者ニ二派アリ一チラビオト云ヒ一チカピトト云フラビオ  
 ノ學派ハ後ニプロクリアン派ト稱ス蓋シラビオノ弟子ヨプロキユラ  
 ストナル高名ナル法學者アリテラビオノ説ヲ唱ヘタルユヘ爾來ラビ

オ〔派〕チ〔ア〕ロキユリアンス〔派〕ト云フニ至レリ此學派ニ反對スル〔サ〕ビニ  
アン〔派〕アリ蓋シ〔カ〕ビト一氏ノ弟子ニ〔サ〕ビナスナル人出テヨリ斯ク派  
名ヲ唱フルニ至リシナリ〔ガ〕イアス氏ハ自ラ稱シテ〔サ〕ビナス〔學〕派ナリ  
ト云ヘリ而シテ〔ヂ〕ヤスチニアン〔帝〕ハ此兩派ノ說ヲ折衷シタルモノニ  
シテ〔ヂ〕ヤスチニアン〔帝〕ノ作りタル〔パ〕ンデクトハ三十九人ノ學士ノ說ヲ  
集メタルモノナリ就中三十九人ノ學士中五人ノ有名ナル人アリシ〔ガ〕  
イアス氏ハ其一人ナリ今其五人ヲ列舉センニ

〔ガ〕イアスハ羅馬十二銅表ニ註釋ヲ爲ヒリ而シテ〔ヂ〕ヤスチニアンノ〔イ〕  
ンスチチユートハ此〔ガ〕イアスノ著書ニ據リ編纂シタルモノユヘ大ニ關  
係ヲ有スルナリ

〔パ〕ピニアン氏ハセベラス〔帝〕ノ時ニ出テタル人ニシテ羅馬ノ法學者中  
此人ヲ以テ泰斗トナス



其他ハ「ポール」アルピアン「モデスチナス」ノ三人トス右ノ五人ハ羅馬法ヲ講スルニ方リ引合ニ出スコト少カラス此中「ポール」アルピアン「モデスチナス」ハ「パピニアン」氏ノ弟子ナリ就中「アルピアン」ハ頗ル高名ニシテ「ヂヤスチニアン」帝「パンデクニ」ハ多クハ「アルピアン」ノ説ヲ採リタルモノ夥多ナリ「モデステナス」ハ「パピニアン」アルピアン「両氏」ノ弟子ニシテ共ニ有名ナリ

此等ノ學士種々ノ説ヲ爲シ羅馬法ヲ發達セシメ遂ニ「ヂヤスチニアン」帝ノ時ニ當テ羅馬法律大全ヲ編纂スルニ至レリ而シテ其編纂ノ順序ヲ云ヘハ同帝ガ始メテ作りタル成文律ハ則チ「コード」成典ニシテ其竣功ハ紀元五百二十九年四月ナリトス  
次ニ「タイゼスト」ナルモノ出ツ一名「パンデクト」ナリ是レハ五十冊アリテ紀元後五百三十三年十二月三十日成功ス

然ルニ「コード」ダイゼスト」ハ大部ニテ不都合ナルユヘ初學者ノ便宜  
 ナ計リ初メテ「インスチテュート」ヲ作ルニ至リタリ其後「コード」ニ不足  
 ノ點少カラサルヲ以テ更ニ五十ノ判決ヲ集メ遂ニ右判決及ヒ第一回  
 ノ「コード」ヲ合シ第二回ノ「コード」ヲ編纂セリ今日羅馬ノ「コード」ト云フ  
 ハ此第二回目ノ「コード」ヲ指スナリ紀元後五百三十四年ノ頃成功シ十  
 二冊ニシテ「ダイゼスト」ト同様ノ体裁ナリシ當時「ヂヤスタニア」帝ハ該  
 成文律タル完全無缺ニシテ亦變更アルヘカラスト思惟セシモ尙ホ欠  
 點アルヲ看出シ「ノーベル」即チ新令ヲ布クニ至レリ故ニ羅馬法律大全  
 トハ「コード」パンデクト」インスチテュート」ノーベル」ヲ總稱セリ  
 是ヨリ「インスチテュート」ニ移リテ述ベシ其順序ハ左ノ如クセリ  
 第一人事 第二物件 第三相續 第四義務 第六訴訟  
 然ルニ斯ク順ヲ追フテ説クヘキナレトモ時日ニ限リアルヲ以テ先ツ

人事ハ簡略ニ述ヘン何トナレハ人事ハ沿革ニ屬スルコト多ケレハナ  
リ物件ノコトハ少シク之ヲ説明セサルヘカラス相續ノコトハ大体ノ  
コトヲ説ケハ可ナリ尤モ英國ノ「ツラスト」法ト關係アルコト多シ  
義務ノコトハ精密ニ講セント欲ス何トナレハ羅馬ノ義務法ハ英ノ規  
則ト似タル所多キ而已ナラス日本ニモ準契約ノ一ナル事務管理ノ本  
則等ヲ採用スルコト多ケレハナリ而シテ義務法ヲ説クニ當リ訴訟法  
ヲ説クハ大切ユヘ同時ニ説明セントス

第一章 人事

羅馬ニ於テ法律上<sup>ユ</sup>人ト稱スルハ英吉利法ト同シク權利ヲ有シ得ヘキモ  
ノチ謂フ奴隸ハ權利ヲ有セサルヲ以テ物件ニ均シ故ニ人ト見爲サズ  
而シテ人ハ必スシモ生活スルヲ要セス權利ヲ有スルヲ得ル集合体ノ  
物件ヲ人ト稱スルコトアリ即チ羅馬帝王ノ庫<sup>フヒスカス</sup>ノ如キハ人ト見爲シタ

身分

ろ Status.  
は Liberty.  
に Eugenus

生ナガ  
自由ナル

Libertinus.

得タル自由ナル

Libertus.

人與(二)自由ナル

リ是レ猶ホ英吉利ニテ權利義務ヲ有スルヲ得ル物件ヲ無形人ト見爲

スト其理相同シ

羅馬法ニ於テステータストハ法律上人々ノ有スル位地ヲ謂フステ

タスヲ別ケテ三ト爲ス第一自由タルコト第二羅馬市民タルコト第三

羅馬眷屬ノ一人タルコト之ヲ總稱シテ身分ト謂フ

第一自由タルコト法律上人ハ自由ナラサルヘカラス奴隸ハ自由ナ

ラサルユヘニ人ニアラサルナリ然リ而シテ其自由ナルコトハ必シモ

生ナカラニシテ自由タルヲ要セス生後自由ヲ得タルモノニテモ可ナ

リ奴隸ハ元來自由ナラサルユヘニ人ニアラサルモ若シ奴隸カ解放ヲ

得ルトキハ自由人ナリ但シ生來ノ自由人ト生後ノ自由人ト異ナル點

ハ自由ヲ得タルモノハ自由ヲ與ヘタル恩人ニ向テ義務ヲ負ヒ又或ル

場合ニハ恩人ヲ自分ノ相續人ト爲サ、ルヘカラサル義務アリ

第二羅馬市民タルコト羅馬ハ古昔國民ノ階級ヲ二箇ニ分チ貴族平民トセリ公法ハ專ラ貴族ノ間ニ行ハレリ例ヘハ官吏ト爲ル權ノ如キハ平民ノ有セサル所ナリ而シテ又スベテ私法ハ特別ニ貴族間而已ニ行ハルモノヲ除クノ外ハ貴族平民共ニ之ヲ有スルモノトス羅馬人ハ國民以外ノモノハ之ヲ稱シテ「ホスツ」及ヒ「ハルバライ」即チ夷狄ト謂ヘリ然レトモ文化ノ進ムニ從ヒ商業貿易ノ爲メ互ニ相交際シ親密ノ關係ヲ結フカ故ニ羅馬法律ノ保護ヲ受ケサルヘカラサルニ至リタリ而シテ其保護ヲ受クル人ヲ他國人ト云ヘリ該他國人ハ羅馬固有法ニ從フヲ得スシテ萬國通法即チ「シヤスゼンシヤム」ト稱スルモノニ支配セラレタリ然レトモ羅馬國內ノ人民ハ羅馬固有法ヲ遵奉シテ取引スルノ權ヲ有セリ羅馬ノ勢ヒ日ニ繁盛ナルニ從ヒ他國人ニモ羅馬市民同様ノ權ヲ與ヘ



わ Pater Familias.  
か Sui juris.  
よ Alieni juris.

Membership in  
Fmly.

後カラカラ帝ノ時ニ及ヒ羅馬帝國內ニ住居スルモノハ渾テ羅馬市民  
トシタルヲ以テ他國人ナルモノアルコト無シ但シ羅馬帝國外ニ住ス  
ルモノ例ヘハ支那人、ペルシヤ人等ノ如キハ尙ホ夷狄ト稱セリ  
第三羅馬眷屬ノ一人タルコト、羅馬ノ家族ハ天然ノ血統ヲ基トセスシ  
テ尙ホ之コ人造ノ所爲ヲ加ヘタリ羅馬ニハ家族ノ長ナルモノアリテ  
之ヲ「ペータル」フアマリアスト稱ス「ペータル」ハ父ノ義ニシテ「ファミリ  
アス」ハ家族ノ義ナリ該家長タルヤ獨立シテ届書ヲ出シ賣買ヲ爲スヲ  
得ル而シテコノ獨立シテ事務ヲ取ルヲ得ルモノヲ「スワイシユーリス」  
ト稱シ父長ノ配下ニ在テ獨立スルヲ得サル家族等ヲ「アリユナイシユ  
ーリス」ト謂フ凡テ家族ノ諸事ヲ取扱フトキハ家長ノ名義ヲ通シテ之  
ヲ爲サ、ルヘカラス家長ハ古代配下子孫ノ性命財産ヲ與奪スルノ權  
ヲ有セシカ漸次消滅ニ趣キタリト雖モ猶ホ其餘影ヲ以テ子孫ハ家長ノ

配下ニ屬セサテ得カリシモノナリ家長ノ配下ニハ子女及ヒ妻アリ茲  
ニ奇ト云フヘキハ羅馬法ニ於テハ自己ノ妻ヲ以テ子女ト看做セリ而  
シテ女子他ニ嫁スルトキハ父長ノ配下ヲ脱シテ夫ノ配下ニ入ルモノ  
トセリ  
家長ノ配下ニ在ル男子婚姻スルモ獨立ヲ得ルモノニアラス子ヲ設ク  
ルト雖モ尙ホ然リ  
故ニ凡テ男系ノ子孫ハ一家長ノ配下ニ在ルモノニシテ家長死亡スル  
トキハ其男子皆獨立シテ家長トナリ己カ子孫ヲ支配スルヲ猶ホ先家  
長ガ己チ支配シタルト一般ナリ而シテ家長死亡ノ際ニ於テ女子モ獨  
立シテ「スワイシユリス」トナルト雖モ他ニ嫁スルトキハ其夫ノ配下ト爲  
ル故ニ羅馬ノ諺ニ女子ハ家族ノ之端尾也ト謂フコトアリ蓋シ之ヲ繼  
續セント欲シテ他ヘ嫁スルキハ忽チ自己ノ家族ヲ滅スレバナリ



方ナ子  
法脱女  
ス家  
ル族

つ Peculium  
adventitium.

そ Quasipeculium  
castrense.

た Peculium.  
ハ Peculium castrense.

家族ハ私法ニ於テハ家長ノ配下ニ屬スルト雖モ公法ニ於テハ獨立ス  
 ルモノナリ例ヘハ子孫カ司法官ト爲リタル時ノ如キハ家長ノ權及ハ  
 サルモノナリ財産ハ子孫一モ有スルコトヲ得スシテ家長ノ所有物ア  
 ルノミ然レトモ開化ノ進ムニ從ヒ物件ノ名義ハ家父ニ在ルモ家族ノ  
 賣買スルヲ得ル財産アリ之ヲ<sup>ハ</sup>ベキユリアムト云ヘリ此財産ハ始メ軍  
 功ニ依リテ得タル物件ニシテ之ヲ<sup>ハ</sup>ベキユリアムカストレンスト稱シ家  
 長ハ之ヲ收奪スルコトヲ得ストセリ然シテ其後ニ至リ獨リ軍功ニ依リテ  
 得タル財産ノミナラス文勳ニ依リテ得タルモノニモ之ヲ及ホシ<sup>ク</sup>ア  
 シ、ベキユリアムカストレンスト云ヒ前ノ財産ニ准シテ取扱フニ至レ  
 リ而シテ其後又<sup>ハ</sup>ベキユリアムアドベンチヤムナルモノヲ生シタリシ  
 モ唯今之ヲ詳説ヒス  
 是ヨリ子女カ家族ヲ脱スル方法ヲ述ヘン子女カ家族ヲ脱スル方法ヲ

<sup>21</sup> Mancipatio. <sup>22</sup> Emancipation.

養子  
<sup>3</sup> Adoption.

<sup>21</sup>イマンシペーシヨント云フ  
 子女カ家族ヲ脱スルニハ<sup>22</sup>マンシペーシヨ  
 既ニマンシペーシヨトハ如何ナル式ナルヤハ了知セラルヘシト雖モ  
 一應之ヲ陳ヘンニ買主ハ證人五名及ヒ持秤人一名ノ前ニ於テ銅塊ヲ  
 持テ秤ヲ打テ式言シテ曰ク羅馬固有法ニ依リ此物件ハ余ノ物件ナ  
 リト即チ此銅塊ニテ買ヘリト是ノ賣買ノ式ハ稱シテ<sup>23</sup>マンシペーシヨ  
 一ト云フ子女カ家族ヲ脱スルニモ此式ヲ用ヒ家長タルモノハ有名無  
 實ノ買主ヲ假設シテ之ニ其子女ヲ賣渡セリ而シテ十二銅表ノ規則ニ  
 從ヘハ三回其父ノ爲メニ賣ラレタル子女ハ獨立シテ自由トナルカ故  
 ニ右<sup>24</sup>マンシペーシヨ一ノ式ヲ以テ家族ヲ脱スルニ必ス三タビ其式ヲ  
 行フコト爲セリ  
 羅馬養子ノ方法ハ前ニ云フ賣買ノ式ヲ行フ即チ養父ハ買主ト爲リ實

羅馬法

十七

九

八

Arrogation.  
Comitia curiata.

後見

Tutors.  
Curators.

父ハ賣主ノ地位ニ立テリ  
 一家ノ長カ他家ニ入婿ト爲ルチ「アロゲーシヨン」ト稱シ「コミシヤキユ  
 リアタ」ト謂フ族會ノ許容ヲ乞ハサルヘカラス蓋シ羅馬ニテハ族ヲ尊  
 フチ以テ若シ家長カ擅ニ他家ヲ繼クトキハ或ハ族ノ斷絶セシムコトヲ  
 恐ル、ユヘニ「コミシヤキユリアム」會ニテ許否ヲ決スルコト、爲シタ  
 ルナリ左レバニヤ其他家ヲ繼カントスル家長一人ニテ外ニ同族ノモ  
 ノナキキハ多クハ之ヲ許サ、リシト謂フ  
 羅馬ノ後見人ノ事  
 羅馬後見人ニ二種アリ一チ「チユートルス」ト稱シ主トシテ身體ニ關シ  
 テ後見ス女子ニハ親屬ノ然ル可キ人ヲ以テ之ニ充ツ他ノ一チ「キユレ  
 ートルス」ト稱シ白痴癡癲人又ハ浪費者ニ附シ主トシテ財産ニ關シテ後  
 見ヲ附スルモノナリ（注意實際ハ以上二後見人ノ間ニ差異ナカリシモ

理論上ハ區別セサルヘカラス  
 「アグチーシヨ」及ヒ「アグネータイ(宗親)ノ事  
 家長生存中ハ家族ハ家長ニ從屬ス其關係ヲ「アグチーシヨ」ト云ヒ從  
 屬人相互ノ間ヲ「アグネータイ(宗親)ト稱ス家長死スルトキハ子女ハ皆  
 各獨立スルモ「アグネータイ」ノ關係ハ分離セサルナリ  
 「ゼンタイルス」族戚ノ事  
 貴族ハ各自族おゼンチ有スルコト猶ホ日本ノ源平藤橘ノ姓ノ如シ其同族チ  
 稱シテ「ゼンタイル」族戚ト稱セリ貴族死スルトキハ其相續ハ第一「アグ  
 ネタイ」之チ受ク若シ「アグチータイ」ナキトキハ「ゼンタイルス」即チ同族ノ  
 モノ之チ相續ス羅馬ニ於テハ同血統ノモノチ稱シテ「コグナタイ」血族  
 親ト云ヒ古昔ニ在テハ相續ノ權ナカリシモ其後漸ク相續ノ權チ得ル  
 ニ至レリ而シテ又結婚者一方ノモノ、血族親ハ他ノ一方ノモノニ對

羅馬法

十九

え Concubinage.

け Confariatio.

ま Affines.

ふ Co-emptio.

こ Usus.

シテハ姻戚則チ「ア」フ「ア」イン「ス」ト云フ  
 妻ノ位地  
 貴族ノ嫁スル式ヲ稱シテ「コン」フワリアシヨト稱シタリ而シテ平民ハ  
 此式ヲ履ムヲ許サス故ニ平民ハ「コ」エ「ン」プシヨト稱スル賣買ノ手續  
 ニ孺テ婚姻ヲ結ベリ而シテ又「ユ」イ「サ」ス「ノ」方法ニヨリテ婚姻ヲ結ブ「モ」  
 得ルナリ「ユ」イ「サ」ス「ト」ハ使用スルト謂フ義ニシテ女子一年間男子ノ家  
 ニ同居使用セラル、トキハ夫妻ノ關係ヲ生ス但シ其女子一年間ニ三  
 通夜他家ニ在トキハ夫妻ノ關係ヲ生セス而シテ其一年間ハ勿論夫ノ  
 配下ニ從フモノニアラサリキ夫ノ家族ニ入ル「コ」ナクシテ結婚スル「キ」  
 ハ頗ル女子ノ便利ナルヲ以テ「シ」ヤ「ス」ナニ「ア」ン「ノ」時ニ至リテハ婦ハ決  
 シテ夫ノ家族中ニ入リタル「コ」ナシ  
 尙ホ妻ニアラスシテ男女同居スルヲ「コン」キ「ユ」ビ「テ」ト稱セリ而シ

羅馬法/戸水寛人(講義)；山口正毅(編輯)

(英吉利法律講義録 (1886(明治19)年度 第1年級))

21ページ以降の講義録(37号以降)は非所蔵